

総合評価落札方式により発注された工事における主任技術者の兼務に係る取扱いについて

● 措置の内容

- ・和歌山県から総合評価落札方式^{※1}により発注された工事に配置する主任技術者については、総合評価落札方式^{※1}により発注された工事を管理することができる件数を2件までとします。ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む）で、かつ、工事現場間の移動距離が10km程度以内の場合で発注者が兼務を認める場合に限るものとします。

（※1） 予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事で配置技術者が非専任のものを除く

● 対象工事

- ・国、県、市町村等が発注する工事

※ただし、発注者により兼務が認められている場合に限りです。

● 施工にあたり相互に調整を要する工事について

- ・資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれます。

● 適用日

- ・令和2年6月1日以降の入札公告に適用します。

● その他留意事項

- ・兼務する場合は、技術資料として「主任技術者の兼務届出書」の提出が必要となります。
- ・監理技術者には適用できません。
- ・適用日より前に受注契約を行った工事にも適用します。
- ・施工中工事において、新たな工事と兼務を行う場合は、工事打合簿等を発注者に提出してください。